会員 各位

つくば市商工会 会長 櫻井 姚 (公印省略)

職長・安全衛生責任者教育の実施について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本教育は、労働安全衛生法第 60 条及び労働安全衛生規則第 40 条により、新たに職長の職務に就く者に対し、作業員を直接指導、監督の方法等の安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっています。建設現場において職長が安全衛生責任者を兼務することが多くみられることから、「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」実施します。

つきましては、下記事項に留意のうえ受講されますようご案内申し上げます。 また、平成 18 年 4 月の労働安全衛生法の改正により職長教育のカリキュラムに「リスクアセスメント」が追加された当該教育となっていますので、この機会を活かし受講を勧奨いたします。

記

1. 講習日時 令和4年5月30日(月) 8:30~17:00 5月31日(火) 8:30~17:00

2日間の受講です

※両日共 午前8時00分受付開始 ※8時20分までに受付を済ませてください。 ※遅刻は一切認められませんので、余裕を持って早めに受付を済ませて下さい。

- 2. 会場 つくば市商工会 谷田部会館(つくば市谷田部 5655-6)
- 3. テーマ 「職長・安全衛生責任者教育について」
- 4. 定 員 40名 (定員になり次第締切りますのでお早めにお申し込みください。)
- 5. 受講料 14,500円 (受講料:11,000円、テキスト代:3,500円) ※テキストは当日配布します。【つくば市商工会員の方はテキスト代を免除】
 - (注)・収納した受講料は、理由の如何にかかわらず返金できませんので申し添えます。
 - ・整理の都合上、当日及び郵送・電話による受付はいたしません。
 - 各日の昼食については、受講者各自でご用意お願い致します
- 6. 申込方法 下記をご用意のうえ、直接つくば市商工会へお申込みください。 ①受講料 ②受講申込書 ③証明写真1枚(申込書へ貼付) ※写真サイズ:縦3.0 cm×横2.4 cm(裏面に氏名を記入) ※申込書はつくば市商工会ホームページからダウンロードできます。
- 7.申込み先 つくば市商工会 〒300-3292 つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 F ※受講会場と申込先は異なりますのでご注意ください。
- 8.問い合せ TEL029-879-8200 担当: 勝山・鈴木

裏面あり

9. 当日の持参物

- ・受講票(当日お渡しします)
- ・本人確認書類の写し(運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート ※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。)
- ・筆記用具、電卓、昼食、テキスト(初日に配布)
- ・ (株安全衛生推進会茨城教育センターで交付したカードの修了証を取得されている方は、 受付時に提出して下さい。 1 枚にまとめます。

10. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義および学科試験を行いますので、対応(理解、読み書き等)できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼り付けは両面テープを推奨します。

11. 講習時間及び講習科目

	講習時間	科 目
1日目	10分 1時間 1時間 5時間	オリエンテーション 職長・安全衛生責任者の役割 作業員に対する指導及び教育の方法 危険性又は有害性の調査等と低減措置等
2 日目	3時間50分 1時間10分 2時間	職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル 関心の保持と創意工夫を引き出す方法 異常時、災害発生時における措置

※両日とも開始時間は8時30分です。8時20分までには受付をお済ませください。

12. 講師

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター 専任講師 〒310-0846 茨城県水戸市東野291-19 電話029-291-6221 FAX029-353-7915